

廃棄物規制課

1. 昨今の廃プラスチック類等の処理状況

(1) 外国政府による廃棄物の輸入規制等の影響

産業廃棄物に該当する廃プラスチック類については、年間約 700 万トン程度が排出されているところ、平成 29 年末の中華人民共和国を始めとする外国政府による使用済プラスチック等の輸入禁止措置以前は、年間約 150 万トン程度のプラスチックくずが資源として輸出されていたが、平成 30 年の輸出量は約 100 万トン程度にとどまっているところである。これらの影響として、国内で処理される廃プラスチック類等の量が増大したことにより、国内の廃棄物処理施設が逼迫し、廃プラスチック類及び関連する廃棄物の処理に支障が生じているとの声が多くの産業廃棄物処理業者から寄せられている。

令和元年 5 月 20 日に公表した「外国政府による廃棄物の輸入規制等に係る影響等に関する調査結果」によると、32.0%（39 件）の自治体から保管基準違反及び保管量の増加傾向を確認したとの回答があり、このうち、改善命令の発出に至ったものが 2 件あった。平成 31 年 2 月末時点では、外国政府の輸入規制等の影響による廃プラスチック類の不法投棄は、自治体においては確認されていない。一方、現時点では生活環境保全上の支障の発生は確認されていないものの、一部地域において上限超過等の保管基準違反が増加し、一部は改善命令の発出に至っていること、処理業者において保管量の増加もみられることなどから、引き続き、廃プラスチック類の適正処理に支障が生じたり、不適正処理事案が発生する懸念がある状況が継続していると認識している。

(2) これまでの対応状況

① 不法投棄の監視強化等

平成 30 年 10 月 17 日付けで都道府県等あて「『外国政府による廃棄物の輸入規制等係影響に関するアンケート調査』について（報告）」に合わせ、廃プラスチック類の不法投棄が発生しないよう普及啓発や不法投棄等の監視について、より一層強化いただくようお願いした。

外国政府による廃棄物の輸入規制等に係るものとして廃プラスチック類の不法投棄等の不適正処理が確認された際には、当省あて速やかにご一報願いたい。

② 廃棄物処理公社等での廃プラスチック類の受入依頼

平成 30 年 11 月 16 日付けで都道府県等あて「廃棄物処理公社等での廃プラスチック類の受入について（依頼）」の事務連絡を発出した。

廃プラスチック類の不法投棄等不適正事案が発生しないよう、国内の円滑な処理に向けて、廃棄物処理公社等関係事業者（廃棄物処理センター、廃棄物処理を行う公共機関の法人などを含む）での廃プラスチック類の受入にご配意願いたい。

また、大量の廃プラスチック類の不法投棄などが発生し、緊急に処理する必要が生じた際には、都道府県等を通じて相談させていただくこともあるので、その際は協力願いたい。

③ プラスチックリサイクル施設導入に対する補助事業

中華人民共和国等の使用済プラスチック等の輸入禁止措置に対応するとともに、設備の高度化・効率化を通じてプラスチックの国内リサイクル体制を速やかに確保するため、プラスチックの高度なリサイクルに資する設備への補助事業を平成30年度より大幅に拡充したところである。各都道府県・各政令市においては、プラスチックの処理を行う事業者に対して本制度を周知し、活用を促進されたい。

(3) 廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等について（通知）

（1）に示したような状況を踏まえ、令和元年5月20日付で都道府県等あて「廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等について（通知）」を発出した。本通知は、当面の対策を示しており、重要と考える事項から順に記載している。以下に主要な部分を抜粋し示すので、特に留意いただき、御協力願うとともに、貴管内の排出事業者及び処理業者への周知及び指導頂くようお願いしたい。

① 広域的な処理の円滑化のための手続等の合理化について

従前より、一部の自治体において、事前協議制等により域外からの産業廃棄物の搬入規制を事実上行っている場合が見られるが、これに起因して産業廃棄物の処理が滞留したり、不法投棄等の不適正処理が生じることにより、結果的に生活環境の保全上の重大な支障を生じるおそれがある。このような廃棄物処理法の趣旨・目的に反し、同法に定められた規制を超える要綱等による運用については、必要な見直しを行うことにより適切に対応されたい旨を通知等により要請してきたところである。

特に廃プラスチック類については、国内における処理が逼迫している状況に鑑み、広域的な処理の円滑化及び不適正処理の防止のため、これらの搬入規制の廃止、緩和を速やかに実施されたいこと。廃止、緩和が困難な場合においては、手続の合理化、迅速化を実施されたい。

② 排出事業者責任の徹底

排出事業者は、廃棄物処理法の規定により、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理をするか、他人に委託する場合には処理業者等の同法において他人の廃棄物を適正に処理することができると認められている者に委託しなければならないとされており、その責任は極めて重いものである。

廃プラスチック類の処理に当たっては、広域的な処理に係る運搬費用の増加や廃プラスチック類の処理に係る中間処理後の二次委託先における処理料金の値上げ等により処理コストが増加傾向にあるものの、処理業者からは、これに対応するための処理料金の値上げについて、排出事業者の理解が得られないとの声も上がっている。

廃棄物処理法第19条の6の規定において、排出事業者等が当該産業廃棄物の処理に關し適正な対価を支払うことが求められており、委託先の処理業者による不適正処理により生活環境の保全上支障が生じた場合等においては、排出事業者が措置命令の対象となる可能性もあるため、各都道府県・各政令市におかれては、処理業者だけでなく、排出事業者に対しても廃プラスチック類の処理が逼迫していることを周知するとともに、分別の徹底及び適正な対価の支払いを含めた適正処理の推進について指導ありたい。

さらに、廃棄物処理法第12条第7項や第12条の3第8項などの排出事業者に係る規定が適切に運用されているかを確認し、適正処理が確保されるよう、必要に応じて指導を強化されたい。

③ 産業廃棄物に該当する廃プラスチック類の一般廃棄物処理施設における処理

廃棄物処理法第11条2項に規定されているとおり、市町村は、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認められる産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる。このことを踏まえ、ごみ焼却施設又は廃プラスチック類の再生施設等を保有する市町村においては、今般の状況に鑑み、当該施設において、緊急避難措置として、必要な間、産業廃棄物に該当する廃プラスチック類を受入れて処理することについて、積極的に検討されたい。

(中略)

産業廃棄物を受け入れる際には、排出事業者責任等を勘案し処理費用として料金を徴収するなど、市町村財政に負担をかけないこととする。料金水準については、例えば、産業廃棄物処理業者等の廃プラスチック類の処理料金の水準と同等とすること等が考えられる。

(4) バーゼル条約附属書改正

本年4月29日から5月10日にスイス（ジュネーブ）で開催された、第14回バーゼル条約締約国会議において、我が国は、ノルウェーと共同で、リサイクルに適さない汚れたプラスチックごみを条約の規制対象とする旨を提案し、今次会合において決定された。改正附属書は令和3年1月1日に発効する予定で、それ以後、汚れたプラスチックごみの輸出入が国際的に規制されることとなる。

2. 排出事業者責任について

排出事業者責任については、廃棄物処理法第3条第1項において、事業者がその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと規定されており、また、同法第11条第1項において、事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならないと規定されている（排出事業者責任）。その重要性については、かねてから通知等により周知を図ってきたところである。

平成29年2月の中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」においても、「排出事業者が、自らの責任で主体的に行うべき適正な処理事業者の選定や処理料金の確認・支払い等の根幹的業務を、規制権限の及ばない第三者に委ねることにより、排出事業者としての意識が希薄化し、適正処理の確保に支障を来すことのないよう、都道府県・市町村、排出事業者等に対して、排出事業者の責任の徹底について改めて周知を図るべき」と指摘を受けたことを踏まえ、排出事業者責任とその重要性及び規制権限の及ばない第三者のあっせん等による不適正処理のおそれについて、「廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について（通知）」（環廃対発第1703212号環廃産発第1703211号平成29年3月21日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長産業廃棄物課長通知）を発出した。

また、排出事業者が果たすべき責務（適正な処理料金による委託や現地確認による処理状況の確認など）をチェックリストにまとめた「排出事業者責任に基づく措置に係る指導について（通知）」（環廃産発第1706201号平成29年6月20日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）を発出した。

排出事業者は、委託する処理業者を自らの責任で決定し、処理委託内容の根幹的内容を排出事業者と処理業者の間で決定するものであり、これらの内容の決定を規制権限の及ばない第三者に委ねることにより、排出事業者責任の重要性に対する認識や排出事業者と処理業者との直接の関係性が希薄になり、不適正処理につながるおそれがある。

このように、排出事業者の責任は極めて重いものであり、排出事業者においては、これらの点を十分認識した上で、自らの事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが強く求められる。

また、産業廃棄物の処理を委託する場合にあっては、法第12条第7項において、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずることとされている。これに関し、具体的な措置として自治体の条例において現地確認を義務付けること等を定めているものが見受けられるところであるが、「必要な措置」とは、注意義務の履行として求められるあらゆる措置をいうものであり、施設を実地に確認する方法や他者が間接的に確認する方法などの措置を講ずれば免責されるというものではない。この注意義務は、

例えば現地確認を他者に任せきりにするなどによって果たせるものではなく、排出事業者自らの責任において適切に履行すべきものである。

また、上記の注意義務を怠った場合や排出事業者の委託基準及び管理票の義務等に係る違反によって、不適正処理が行われた場合又はそのような義務等に何ら違反していないが適正な対価を負担していない等の一定の要件を満たす場合において生活環境保全上の支障が認められるときは、積極的に措置命令を発出するなど、不適正処理を行った者のみならず、排出事業者の責任を追及することも重要である。今般改訂した

「行政処分の指針について」環循規発第18033028号（平成30年3月30日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）を踏まえ、事案に応じて、排出事業者の責任の追及をお願いしたい。

さらに、今般、環境省のウェブサイト上にも排出事業者責任の徹底を図る特設サイトを開設したところ、各都道府県・政令市においても、排出事業者が処理責任を適切に果たすよう指導及び周知徹底等をお願いしたい。

なお、法令や条例といった、事業者の行為や事務取扱いの標準となるもの（規則）が廃棄物処理法の規定に相反する内容を定めている場合であっても、当該規則が廃棄物処理法に優先する法的関係にない限りは、廃棄物処理法の規定が適用されることとなるので御留意いただきたい（例えば、規則で委託契約書の省略を定めている場合であっても、産業廃棄物処理の委託に当たっては廃棄物処理法に基づき書面による契約が必要となる。）。

<参考>

排出事業者責任の徹底について

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/haisyutsu.html>

行政処分の指針について

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/laws/kaisei2017/shishin18033028.pdf>

3. PCB廃棄物処理に向けた取組について

<参考>

環境省 PCB廃棄物関連ウェブサイト

<http://www.env.go.jp/recycle/poly/index.html>

(1) 北九州PCB廃棄物処理事業（変圧器・コンデンサー等）の完了について

北九州事業対象地域の変圧器・コンデンサー等については、平成16年の操業開始から約1万2,000の事業者が保有していた、変圧器約3,000台、コンデンサー約5万9,000台の計約6万2,000台を処理し、平成31年3月に計画どおり処理を完了した。操業を終了したJESCO北九州PCB処理事業所（第1期施設）については、安全第一で解体撤去を進めている。北九州事業対象地域の先行的な取組や事例を他の地域における取組に展開し、国全体のPCB廃棄物処理事業を更に推進していく。

(2) 地方公共団体の率先実行について

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」においては、地方公共団体の役割として、地方公共団体自らも率先してその保管・所有する高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品の処分委託・廃棄を早期に進めることができることから、各都道府県・政令市におかれても、積極的な取組をお願いする。また、各都道府県におかれても、貴管下の市町村に関しても、同様の取組を促進していただきたい。

(3) PCB廃棄物に係る留意事項について

① 高濃度PCB廃棄物について

高濃度PCB廃棄物の処理を計画的に進めていくためには、JESCOでの着実な処理の実施に加え、各都道府県・政令市による保管事業者への指導徹底が極めて重要になる。各都道府県・政令市においては、引き続き、広域協議会等での調整等に加え、早期処理連絡会等を通じて関係者と連携しながら保管事業者への早期処理に関する指導徹底をお願いする。

また、公共施設における業務用・施設用照明器具のPCBが使用された安定器については、平成12年12月13日付け「業務用・施設用蛍光灯等のPCB使用安定器の事故に関する対策について」（生衛発第1798号）において、原則として平成13年度末までにその交換を終える等の安全対策を講じるよう周知されてきたところであるが、近年になってもPCBが使用された安定器が破裂する事故が発生している。PCB安定器が過去

の調査では確認されずに未だ使用されている可能性があることにも十分留意し、改めて必要な確認をお願いしたい。

P C B を含有した塗料についても、P C B 特別措置法において保管・所有事業者は処分期間内の処分が義務付けられていることから、高濃度P C B 廃棄物等となる塗膜について早急な対応が必要となり、調査実施要領をもとに平成30年11月末より調査を進めて頂いているところである。

② 低濃度P C B 廃棄物について

廃棄物処理法に基づく無害化処理認定事業者数は令和元年6月末現在で34事業者となっている。各都道府県・政令市においては、無害化処理の認定事業者における処理に、低濃度P C B 廃棄物の保管事業者への周知をお願いしたい。

また、基本計画において、今後は無害化処理認定制度に加え廃棄物処理法に基づく各都道府県・政令市による特別管理産業廃棄物処分業の許可制度も活用しながら処理体制を確保するとしている。各都道府県・政令市においても、P C B 廃棄物を処理する施設の設置についての申請があれば、所要の手続・審査といった必要な対応をお願いしたい。

なお、低濃度PCB汚染物の該当性判断基準について一部不明確であったことから、都道府県・政令市の判断がわかれることなどが課題となり、PCB廃棄物の適正な処理の推進において支障となっていた。そのため、平成31年3月28日付け「低濃度PCB汚染物の該当性判断基準について」（環循規発第1903283号・環循規発第1903281号）環境省より通知を発出したところである。

（4）未処理のP C B 使用製品、P C B 廃棄物の掘り起こし調査及び保管事業者等に対する指導について

各都道府県・政令市においては、基本計画に基づき、国、J E S C O、電気保安関係等の事業者等と協力し、管内における未処理のP C B 使用製品及びP C B 廃棄物を網羅的に把握するための調査（掘り起こし調査）を行った上で、未処理事業者の一覧表を作成し、当該一覧表に記載された事業者に対し、処理の時期を確認するとともに、一日も早くJ E S C Oへの処理委託が行われるよう、必要な指導を行う必要がある。

このため、環境省はこれまでに実施されたP C B 廃棄物等の掘り起こし調査の実施結果を踏まえ、平成30年8月に、「P C B 廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル（第5版）」を通知した。また掘り起こし調査の加速化に資するべく、調査対象に該当する可能性のある事業者一覧表を作成し、平成31年1月に各都道府県・政令市に提供した。

各都道府県・政令市におかれでは、管内におけるP C B 廃棄物等の状況を把握する際に本マニュアルを活用し、P C B 廃棄物等の掘り起こし調査を実施の上、一日も早いP

C B 廃棄物の処理完了に向けて、適切な対応をお願いしたい。また、法に基づく報告徴収・立入検査権限も活用し、掘り起こし調査の早期実施・完了をお願いする。

環境省では、各都道府県・政令市の取組を支援するため、地方環境事務所の体制強化を行っているところ。また、今年度の請負業務において、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団により、以下の掘り起こし調査等の支援を行っており、積極的に活用されたい。【参考1】

- ・P C B 全般に関する相談窓口の設置による支援
- ・各都道府県・政令市が実施する掘り起こし調査に対する支援
- ・各都道府県・政令市が実施する現地調査・立入検査に対する支援
- ・自治体担当者向け説明会の開催による支援
- ・事業者向け説明会に対する支援

なお、平成29年度より、「高濃度P C B 使用製品等の調査経費」として地方交付税交付金の措置を新規で講じているところ、こうした点を踏まえ、各自治体において、P C B 特措法に基づく事務の適正な執行に必要な体制の整備に向け、必要な措置を講じていただくようお願いする。

都道府県市による掘り起こし調査の支援

参考1

- ・都道府県市によるP C B 廃棄物等の掘り起こし調査の支援を実施。

(1) P C B 全般に関する相談窓口

- ・P C B 廃棄物に関する日常の問合せ等への対応
- ・自治体関係者や一般事業者等からの相談を受付
(問合せ内容の例)
 - ・P C B 特別措置法・掘り起こし調査・P C B 含有の電気工作物、安定器の判別方法
 - ・P C B 廃棄物等の処分方法・P C B 分析会社の紹介・補助金制度等の紹介

(2) 掘り起こし調査の問合せ対応

- ・調査票の記入方法等に関する問合せ等への対応

(3) 現地調査及び立入検査の支援

- ・P C B 含有の電気工作物や安定器の見分け方、安定器の設置場所等を説明
- ・自治体施設の現地調査や事業者への立入検査へ同行

(4) 自治体担当者向け説明会

- ・保健所、施設課、学校教育課等の職員を対象に実施
- ・内容は、P C B 含有の電気工作物、安定器等の掘り起こし、判別方法など、自治体の要望に合わせて調整

(5) 事業者向け説明会

- ・一般事業者、保管事業者を対象に実施
- ・内容は、P C B 含有の電気工作物、安定器等の掘り起こし、判別方法など、自治体の要望に合わせて調整

(5) その他の早期処理促進策

① P C B 廃棄物処理基金について

P C B 廃棄物処理基金については、中小企業者等が保管しているP C B 廃棄物の処理に要する費用の一部に充てるため、独立行政法人環境再生保全機構に設置され、中小企業者の処分料金の70%軽減措置が行われている。また、「破産している法人」及び「P C B 廃棄物を保管する個人（ただし、個人事業主を除く。）」については、70%軽減措置を活用しても処理ができない者がいることから、処分料金の95%軽減措置を行うこととした。【参考2】

各都道府県・政令市におかれでは中小企業者等に対し、P C B 廃棄物の処理費用の軽減に関する周知を行っていただくようお願いする。【参考3】

② 日本政策金融公庫における貸付制度

日本政策金融公庫において、平成29年度から高濃度P C B 廃棄物及び低濃度P C B 廃棄物を処分しようとする中小事業者に対する貸付制度が開始された。貸付の対象は処理委託まで保管に係る費用、処理施設までの運搬費用及び処分にかかる費用（J E S C O の70%補助分は除く）等のP C B 廃棄物処理に必要な長期運転資金である。

各都道府県・政令市におかれでは、本貸付制度が広く活用され早期処理が促進されるよう、積極的な周知をお願いする。【参考3】

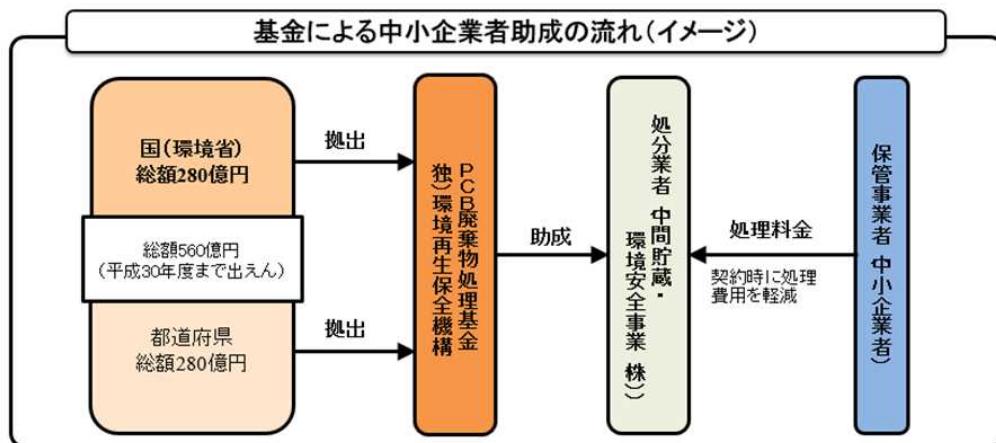
（ア）P C B 使用照明器具のL E D化によるC O₂削減推進事業

環境省では、P C B 使用照明器具のL E D照明への交換、P C B 含有有無の調査の一部を支援することにより、P C B 早期処理を促進するとともに、二酸化炭素の排出の抑制を図ることを目的にした補助事業を行っている（執行団体：一般社団法人温室効果ガス審査協会）。各都道府県・政令市におかれでは、当該補助事業が広く活用されP C B 安定器の早期処理が促進されるよう、積極的な周知をお願いする。【参考4】

中小企業者等の負担軽減措置

参考2

- 中小企業者等が、高濃度PCB廃棄物の処分をJESCOに委託して行う場合に、その費用が軽減されるよう、PCB廃棄物処理基金から、中小企業者等の費用負担軽減に要する額を支出することとしている。
- 中小企業者等については処分料金の70%を軽減するとともに、特に費用負担能力が脆弱な個人については、処分料金の95%を軽減している。**

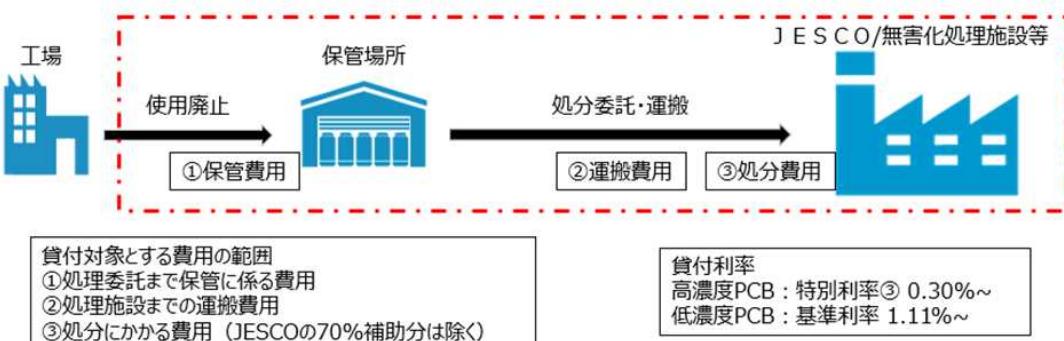


※会社法に基づく「会社」以外の法人であって中小企業支援法に規定する中小企業者に当たらない法人については、助成の対象となる規模が一律に「従業員100人以下」としていたところ、中小企業支援法に規定する業種毎に定める基準(最大で900人以下)を適用するため、所要の法令改正を実施。

日本政策金融公庫における貸付制度(PCB廃棄物処理に係る運転資金)

参考3

- 制度対象：自ら保有する高濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB廃棄物を中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (JESCO) や無害化認定施設等において処理しようとする者
- 融資種類：長期運転資金 (事業者が、処理せざるを得ない廃棄物に一度に多くの資金が必要な場合に、事業を継続しながら、返済していくつなぎ資金のような制度のこと)
- 貸付対象：中小事業者 (PCB廃棄物の保管事業者)
- 制度創設事業部：日本政策金融公庫 中小事業部及び国民生活事業部



PCB使用照明器具のLED化によるCO₂削減推進事業

参考4

- 目的：PCB使用照明器具のLED照明への交換を支援することにより、PCB使用照明器具の早期処理を促進するとともに、エネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制を図る
- 対象事業の要件：
 - (1) PCB使用照明器具の調査事業：昭和52年3月以前に建築・改修された建物の調査
 - (2) PCB使用照明器具のLED照明への交換事業：使用中のPCB使用照明器具のLED照明器具への交換
※いずれも、PCB使用照明器具の早期処理が確実であること。
- 補助金の交付額：(1) PCB使用照明器具の調査費用の10分の1
(2) 工事費、設備費、事務費、その他必要な経費で承認した経費の2分の1
- 補助対象：(※地方公共団体、独立行政法人は対象外)
 - ・民間企業
 - ・一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
 - ・その他環境大臣の承認を経て協会が認める者
- 事業実施期間：平成29～31年度
※今年度の公募期間：平成31年4月23日～令和2年1月31日



4. バーゼル法について

(1) 廃棄物等の不適正な越境移動の防止について

越境移動を伴う有害廃棄物等が環境上適正に管理されることを目的とするため、1992年に「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」が発効された。本条約では、有害廃棄物の越境移動に際して、輸出国等から輸出先国に対する「事前の通告及び同意」手続や「移動書類」の携帯等を義務付けるものである。本条約の担保法である「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」、いわゆるバーゼル法は、条約の発効と同年の1992年に制定され、約25年が経過した。この間、リサイクル目的での廃電子基板や使用済み鉛蓄電池の取引量が急増し、我が国から輸出された貨物が不法貨物として返送される事例の増加や、輸入における手続きの長期化など、輸出入の双方において、現行法における様々な課題が顕在化し、こうした課題を解決するために、平成29年に法改正が行われ、平成30年10月1日より改正バーゼル法が施行された。

また、令和元年4月29日から5月10日にスイス（ジュネーブ）で開催された、第14回バーゼル条約締約国会議において、我が国は、ノルウェーと共に、リサイクルに適さない汚れたプラスチックごみを条約の規制対象とする旨を提案し、今次会合において決定された。改正附属書は令和3年1月1日に発効する予定で、それ以後、汚れたプ

ラスチックごみの輸出入が国際的に規制されることとなる。

国内では、廃棄物処理法及びバーゼル法に基づき、有害廃棄物等の越境移動を規制しているところであり、今後、附属書の改正に対応するための措置を講じていく予定。

(2) バーゼル法の運用について

① 不適正輸出等の取締りに係る情報提供等のお願い

廃棄物等の不適正輸出等を未然に防止するために、環境省と地方自治体との連携した対応が不可欠であるところ、環境省（地方環境事務所）から個別の事案につき情報提供があった場合には、廃棄物処理法に基づく厳正な対処をお願いしたい。また、排出事業者、処理事業者に関する情報提供の依頼が環境省（地方環境事務所）からあった場合にも、可能な範囲で協力ををお願いしたい。また、地方自治体において、廃棄物等の不適正輸出に関与していると思われる排出事業者、処理事業者等を覚知した場合には、環境省（地方環境事務所）へ情報提供いただき、可能な範囲で協力・連携をお願いしたい。特に前述した雑品スクラップの不適正輸出の防止においては、改正廃棄物処理法において新たに規定した「有害使用済機器」の届出等の情報が重要となってくることから密な情報共有・連携をお願いしたい。

なお、環境省においては、不適正な輸出入防止のより一層の体制強化を目指し、平成30年4月より、主に横浜港における対応を念頭に横浜事務所を新設したこともご承知おきいただきたい。

② 再生利用等事業者等の環境法令の遵守状況に関する情報提供について

改正バーゼル法において新設する「再生利用等事業者」等の認定審査においては、廃棄物処理法等の環境法令の遵守状況の確認が重要となってくる。認定申請者の環境法令の遵守状況について環境省（地方環境事務所）から情報提供の依頼があった場合には、可能な範囲での協力ををお願いしたい。

③ バーゼル法等説明会に関する周知の御協力のお願い

環境省は、経済産業省と協力し、輸出入事業者等を対象とした「バーゼル法等説明会」をこれまで行ってきた。本年は10月1日に改正バーゼル法が施行されることをみずえ、夏に全国10か所程度での開催を予定している。開催日程及び場所等の詳細については、確定次第、環境省ホームページにおいて周知する予定である。

地方自治体においては、担当者の理解向上のため、このような機会を積極的に利用いただきとともに、廃棄物等の適正な輸出入の推進に向け、関係者への周知に引き続き協力ををお願いしたい。

(3) シッカリサイクル法の成立について

2009 年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約（以下「シッカリサイクル条約」という。）を我が国において履行するため、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（以下「シッカリサイクル法」という。）案が第 196 回国会に提出され、平成 30 年 6 月 13 日に成立したところである。シッカリサイクル法においては、船舶の解体に伴う環境汚染や労働災害を防止する観点から、総トン数 500 トン以上の外航船の再資源化解体業者について、許可制（5 年ごとの更新制）とすること、これらの外航船の再資源化解体目的の譲受等に対して、再資源化解体計画の作成及び主務大臣による承認の義務付けを行うこと等を措置するものである。

なお、本法律の施行日については、シッカリサイクル条約の国内における発効日とされており、シッカリサイクル条約が発効要件を充足後 24 か月で発効することとされていることに鑑みると、本年中に発効要件が充足すれば、2020 年にも施行が見込まれている。また、これらに係る事務の実施に当たっては、本年 1 月に閣議決定されたシッカリサイクル法施行令において、環境省において実施する予定である。

5. その他産業廃棄物処理制度の動向について

(1) 有害物質等を含む廃棄物の適正管理について

① 水銀廃棄物の処理について

平成 25 年 10 月に「水銀に関する水俣条約」が採択され、平成 29 年 8 月 16 日に発効した。

水俣条約では、水銀廃棄物を環境上適正な方法で管理することが求められており、「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について（平成 27 年 2 月中央環境審議会答申）」を踏まえ、平成 27 年 11 月に廃棄物処理法施行令の改正を行い、廃水銀等の特別管理廃棄物への指定等については平成 28 年 4 月 1 日より施行されている。加えて、廃水銀等の処分基準、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処理基準、廃水銀等の硫化施設の産業廃棄物処理施設への追加等については、平成 29 年 10 月 1 日に完全施行されたところであり、ガイドライン及びリーフレットを活用し改正政省令等に基づく適切な運用を行っていただきたい。

また、医療機関等に退蔵された水銀血圧計等の回収を促進するため、平成 27 年度に回収マニュアルの策定セミナーの開催等を行い、平成 28 年度からは、回収マニュアルを活用した回収事業の全国展開を促進してきた。平成 29、30 年度は、それまでの医療機関に加え、教育機関等の回収事業の促進に向け、教育機関等を対象としたセミナーを開催した。令和元年度も引き続き、医療機関や教育機関等に回収促進事業を実施している。今後も引き続き水銀廃棄物対策について、御協力をお願いしたい。

<参考資料>

水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について（答申）

<http://www.env.go.jp/press/files/jp/26070.pdf>

廃棄物処理法施行令の一部を改正する政令の閣議決定（お知らせ）

<http://www.env.go.jp/press/101621.html>

医療機関に退蔵されている水銀血圧計等回収マニュアル（平成29年3月改訂）

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/index.html>

水銀廃棄物関係（ガイドライン、リーフレット等）

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/index.html>

② 残留性有機汚染物質（P O P s）廃棄物の処理について

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に対する廃棄物分野における対応としては、これまで、平成16年に「P O P s廃農薬の処理に関する技術的留意事項」（平成21年改訂）、平成22年に「P F O S含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」（平成23年改訂）を策定し各都道府県・政令市の御協力を得ながら適正処理を進めてきているところである。近年、平成27年に開催されたストックホルム条約第7回締約国会議（C O P 7）では、H C B D（ヘキサクロロブタジエン）、P C N（ポリ塩化ナフタレン）、P C P（ペンタクロロフェノール）とその塩及びエステル類が、平成29年の同条約C O P 8では、D e B D E（デカブロモジフェニルエーテル）、S C C P（短鎖塩素化パラフィン）が、令和元年の同条約C O P 9では、ジコホル並びにP F O A（ペルフルオロオクタン酸）とその塩及びP F O A関連物質が追加されるなど、規制対象物の範囲が大きく拡大してきている。

こうした国際的な動向も踏まえ、環境省ではP O P sを含む廃棄物の処理のあり方を検討しているところである。詳細が決まり次第順次周知させていただく予定としているので、御承知おきいただきたい。

③ 感染性廃棄物の処理について

感染性廃棄物の処理については、その適正な処理を確保するため、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」を作成している。「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画（平成28年2月9日）」に基づいた、国際的に脅威となる感染症の感染が国内で確認された場合の対応方法の記載や感染症法の改正等に対応するため、同マニュアルを改訂し、各都道府県・政令市や関連団体に周知している。

各都道府県・政令市におかれでは、引き続き関係者に周知いただくとともに、感染性廃棄物の適正処理の確保を徹底していただくようお願いしたい。

<参考資料>

廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（平成30年3月改訂）

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/guideline.html>

④ 廃棄物処理における新型インフルエンザ対策について

廃棄物の処理は国民の生活を維持するために不可欠なサービスの一つであり、国内において新型インフルエンザが流行した場合にあっても、その事業を継続し、安全かつ安定的に廃棄物の適正処理を行うことが求められる。このような状況を踏まえ、平成21年3月に「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」を策定し、各都道府県・政令市へ通知した。

また、廃棄物処理事業者による事業継続計画の作成について十分な取組がなされていない状況に鑑み、平成23年8月には、事業継続計画の作成を改めて促すため、新型インフルエンザ発生時の廃棄物処理事業継続計画作成例を作成し、各都道府県・政令市へ送付した。

各都道府県・政令市におかれては、管轄下の廃棄物処理事業者に対し、引き続き事業継続計画の策定についての指導、策定状況の把握等に努めるようお願いしたい。

また、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に、国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員（感染性産業廃棄物の処理業者を含む）、対策実施に携わる公務員が優先的に予防ワクチンの接種を受けられるよう特定接種への登録を行うことができる。特定接種管理システムによって登録事業者の登録申請・変更申請、情報管理がなされており、初めての登録が平成29年度に完了し、平成30年度には、登録事業者を管轄する都道府県・市区町村にその変更申請内容の確認を行っていただいたところ。厚生労働省から提供されているスケジュールでは平成31年度に新たな登録申請の受付を開始予定であり、引き続き登録内容の確認等をお願いしたい。

<参考情報>

特定接種の概要

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000108816.pdf>

特定接種管理システム

<https://toukei.mhlw.go.jp/Vaccine2/adminLogin>

⑤ 石綿を含む廃棄物の処理について

廃石綿等及び石綿含有廃棄物を適正に処理するためには法令の趣旨を十分に理解し、遵守することが必要である。特に石綿含有廃棄物は、今後、建築物の解体等に伴い大量に排出されることが予想され、吹付け石綿についても除去対策の促進が想定されることから、これらの石綿含有廃棄物等を滞ることなく処理を進めることはもちろんのこと、処理の過程で石綿を飛散させない適切な対策と十分な管理を行うことが重要である。

各都道府県・政令市におかれては「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）」に則し、石綿含有廃棄物等の適正な処理に向け指導の徹底を図るとともに、平成20年5月16日付け「産業廃棄物に関する立ち入り検査及び指導の強化について」（環廃産発第080516001号）に基づき実効性ある立入検査を実施されたい。

なお、廃棄物処理法に基づく石綿の無害化処理認定事業者数は令和元年5月末現在で2事業者となっており、各都道府県・政令市においては、これらの施設に関する情報についても排出事業者等に提供いただくなど、石綿を含む廃棄物が適正に処理されるよう指導をお願いしたい。

⑥ 廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版)について

環境省では、排出事業者が処理業者に対して産業廃棄物の処理を委託する際の廃棄物情報の適正な提供に資するため、平成18年に「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」を策定し、平成25年6月には同ガイドラインを見直し、廃棄物データシート(WDS)の記載内容の見直しなどを行ってきた（「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）について」（環廃産発第1306063号））。本ガイドラインについて、引き続き、事業者、処理業者等の関係者に広く周知するとともに、廃棄物情報の適正な提供について指導の徹底をお願いしたい。

また、平成29年2月の中央環境審議会意見具申において「特に、危険・有害物質に関する関連法令で規制されている物質を含む廃棄物については、廃棄物の処理過程における事故の未然防止及び環境上適正な処理の確保の観点から、WDSにおいて具体化されている項目を踏まえつつ、より具体的な情報提供を義務付けるべきである。」とされたところであり、廃棄物の処理過程における事故の防止と適正処理の確保に向けた情報伝達のあり方について検討を進めているところである。

<参考資料>

廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/index.html>

(2) 温暖化対策について

① 廃棄物熱回収施設設置者認定制度について

熱回収（燃焼の用に供することができる廃棄物を、熱を得ることに利用することをいう。以下同じ。）に関しては、循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則を定めた循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第7条第3号において、再使用及び再生利用がなされないものであって熱回収できるものは熱回収がなされなければならないとされている。

これを踏まえ、廃棄物処理施設からの一層の熱回収を促進することにより、循環型社会と低炭素社会を統合的に実現することを目的として、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置者（市町村を除く。）のうち、廃棄物の焼却時に一定基準以上の熱回収を行う者が都道府県知事又は政令市長の認定を受けることができることとした。熱回収施設設置者として認定を受けた者（以下「認定熱回収施設設置者」という。）は、環境省令で定める熱回収施設の技術上の基準及び者の能力の基準を満たした施設として公的に評価されることとなり、これにより、熱回収に係る意識の高い排出事業者が認定熱回収施設設置者への処理委託を行うケースが増加し、認定熱回収施設設置者の経営面での付加価値の向上に資する効果が期待される。平成 29 年 12 月現在、18 事業者が熱回収施設設置者の認定を受けている。

各都道府県・政令市におかれては、平成 23 年 2 月 4 日付け「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について」（環廃対発第 110204005 号、環廃産発第 110204002 号）及び「廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアル」（平成 23 年 2 月）を参照のうえ、認定をお願いしたい。

＜参考資料＞

廃棄物熱回収施設設置者認定制度について

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/netsukaishu.html>

② 産業廃棄物処理における温暖化対策の推進について

平成 27 年 12 月の国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択された「パリ協定」を踏まえ、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度（平成 25 年度）比で 26% 削減する中期目標の達成に向けて、更には 2050 年に 80% 削減する長期目標を着実に実行するため、循環型社会の形成において天然資源の消費抑制を図るとともに、廃棄物処理分野からの温室効果ガスの一層の削減とエネルギー供給の拡充を図る必要がある。また、全国産業廃棄物連合会は産業廃棄物処理業における低炭素社会実行計画の見直しを行い、産業廃棄物の焼却、最終処分及び収集運搬に伴う温室効果ガス排出削減目標について、2030 年度は 10% 削減することとし、2050 年度目標のあり方・方向性については計画全体の進捗状況による検討を行うとしている。

環境省では、地球環境の保全及び循環型社会形成に資することを目的に、民間事業者等が行う高効率の廃棄物エネルギー利用施設の整備を促進するため、当該設備の整備に対して経済的支援を行う「低炭素型廃棄物処理支援事業」を実施している。対象となる事業は、廃棄物処理業者が行う高効率熱回収施設、燃料製造施設及び廃棄物由来バイオガス熱回収施設の整備事業（新設、増設又は改造）であって、廃棄物由来エネルギー等の利用先を含めた計画策定から施設の設置まで包括的な支援が可能となっている。また、廃棄物処理施設の省エネ化及び廃棄物収集運搬車の低燃費化に対する支援も行っている。

補助対象となり得る優良な事業計画がある場合には、本事業の周知をお願いする。また、政府の地方創生に係る動向を踏まえつつ、優良な事業の形成に向けて、産業廃棄物処理業者と、産業廃棄物の排出事業者及び熱・電気の利用者等との連携の働きかけ等を行っていただきたい。

<低炭素型廃棄物処理支援事業>

- ・対象者

- 民間事業者等

- ・対象事業

- 廃棄物処理業低炭素化促進事業

- ①事業計画策定支援

- 廃棄物由来エネルギー（電気・熱・燃料）を、廃棄物の排出者及びエネルギーの利用者等と協力して用いる事業に係る事業計画の策定を支援

- ②低炭素型設備等導入支援

- a 廃棄物処理に伴う廃熱を有効利用する施設の設置

- b 廃棄物由来燃料製造施設の設置

- c 廃棄物処理施設の省エネ化

- d 廃棄物収集運搬車の低燃費化

- e 廃棄物由来バイオガスからの熱回収施設の設置（平成30年度新規）

- ・補助額

- ①対象経費の2／3、②対象経費の1／3

- ・スケジュール

- 平成30年度事業は①計画策定事業、②a 廃熱有効利用施設、b 燃料製造施設、e バイオガス熱回収施設については、公募済み。②c 省エネ化設備については、6／5（火）から7／4（水）まで公募中。②d 収集運搬車については、7月頃公募予定。

（3）産業廃棄物処理業の振興策について

① 産業廃棄物処理業の振興について

産業廃棄物処理施設は、廃棄物の適正処理による生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る上で必要な施設であり、循環型社会を構築する上で欠かすことのできないインフラとなっている。

他方、産業廃棄物処理業は経済の静脈を担う重要な産業であるだけではなく、地方の雇用を創り出し、新たな循環ビジネスを生み出し得るものである。また、災害発生時に

は早急な復興・復旧に向け、その技術やノウハウを生かしつつ、自治体や関係者と連携して早期処理に取り組むことが期待されている。このように、産業廃棄物処理業は、地方創生に貢献し得る最も有力な産業の1つである。

そこで、産業廃棄物処理業者が廃棄物の適正処理等の社会的責任を果たしつつ、それ以外にも、地域経済の活性化・雇用の創出等の地方創生に貢献することとなるよう、環境省では、平成29年5月19日に「産業廃棄物処理業の振興方策に関する提言」（産業廃棄物処理業の振興方策に関する検討会）を公表したところである。

同提言においては、労働力人口の減少や環境制約顕在化等の社会経済動向の変化により「悪貨が良貨を駆逐する業界」に後戻りするリスクの高まりを指摘し、それらに対応して産業廃棄物処理業が持続的な発展を遂げるために、処理業者における成長と底上げ戦略の確立と、処理業者を支援するための関係者による方策として①先進的優良企業の育成（優良認定制度の強化と有効活用等）、②排出事業者の意識改革（排出事業者責任についての周知等）、③意欲ある企業の支援体制整備（環境に配慮した契約・調達の促進等）、④優良先進事例のPR・情報発信（産業廃棄物処理業者による地域貢献のサポート等）が掲げられた。

併せて、同提言の中で関係者ごとに取り組むべき振興方策が整理され、地方公共団体の役割としては、排出事業者が処理業者を選定するに当たって、価格のみならず資源循環推進や低炭素化促進といった付加価値が評価されるよう排出事業者の意識改革を進めるための指導強化や、業界団体による処理技術や労働安全管理、経営面・法令面の課題解決の支援への協力、処理業者や再生利用先等との連携による再生材の品質基準整備、業界団体による人材確保・育成に関する取組への協力、地域における環境教育や環境学習の場としての産業廃棄物処理施設の活用等が求められている。

② 産業廃棄物処理業の振興に向けた取組について

廃棄物規制課では、昨年1月に『産業廃棄物処理業振興チーム』を立ち上げて、振興施策の立案・実施に向けて体制を強化している。これまで、産業廃棄物処理業の更なる振興のため、同提言の普及を目的に有識者及び産業廃棄物処理業者によるシンポジウムを開催し、平成29年度は5都市（仙台市、千代田区、金沢市、名古屋市及び福岡市）、平成30年度は4都市（札幌市、大阪市、広島市及び高松市）で実施している。現在、同提言等を踏まえ、産廃処理業の優良認定制度のあり方や、電子化、IoTやAIの活用に関する検討などを始めており、各都道府県・政令市においても、各地域の状況を踏まえた施策の推進等をお願いしたい。

また、昨年度には、産業廃棄物処理における課題について議論を行い、産業廃棄物の効率的な処理の推進及び産業廃棄物処理業者等の負担軽減を図る方策を検討するための意見交換を、産業廃棄物処理業者の業界団体である連合会及び同連合会正会員（各都県協会）並びに開催県、周辺県市及び環境省の担当部局等の関係者により平成30年11

月（福岡市及び横浜市）及び平成31年2月（名古屋市）において計3回開催した。今年度も同様の取組を他地域で実施予定であることから、開催地の決定後、関連の各都道府県・政令市におかれでは、積極的に参加していただきたい。

平成31年2月には『特定災害防止準備金（維持管理積立金）制度の税務手続に関する手引き』を作成した。特定廃棄物最終処分場の適正な維持管理の実施を図るため、処分場設置者が維持管理積立金の積立てを行った場合には、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第20条の2、第56条及び第68条の46の規定に基づき、一定の要件のもとで、その積立額について損金又は必要経費に算入することができる税制上の特例措置がある。同特例措置は、廃棄物の最終処分場を有する処理業者の経営に資することにより、ひいては適正処理の推進につながるため、都道府県等におかれでは、管内の処理業者に積極的な活用を周知いただきたい。

更に、産業廃棄物処理業者が活用可能な各省庁の支援策をまとめた『産業廃棄物処理業者が活用できる平成31年度政府支援策一覧の作成について』を環境省ウェブサイトに掲載しているので、併せて周知及び活用いただきたい。

③ 令和2年度税制改正要望について

平成30年度税制改正大綱（平成29年12月22日閣議決定）に基づき、租税特別措置法等の改正により、廃棄物関係の税制について、下記のとおりとされた。これらのうち、下記(a)及び(b)については今年度末をもってその期限を迎えることから、令和2年度の税制改正要望を行う予定である。については、当該制度が活用されるよう、引き続き廃棄物処理の関係者に広く周知するようお願いする。

（ア）特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等の特例措置（法人税、所得税、個人住民税、法人住民税、事業税）

特定廃棄物最終処分場における埋立終了後の維持管理に要する費用として特定災害防止準備金を積み立てた際に、当該積立金の額を損金または必要経費に算入できる特例措置について、準備金の一括取崩し事由に、特定廃棄物最終処分場に係る設置の許可が取り消された場合及び特定廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けた場合を加えた上、その適用期限を2年延長することとされた。

なお、通知額を超えてなされた先行積立てに係る積立額については、損金の額に算入できないものであることに御留意いただきたい。

（イ）公害防止用設備（廃棄物処理施設）に係る特例措置（固定資産税）

公害防止用設備（廃棄物処理施設）に係る固定資産税の課税標準の特例措置（ごみ処理施設（※1）：1/2、一般廃棄物の最終処分場（※2）：2/3、P C B廃棄物等処

理施設、石綿含有産業廃棄物等処理施設（※3）：1/3）について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長することとされた。

・産業廃棄物処理施設のうち廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の処理施設については、課税標準を価格の2分の1（現行：3分の1）とする。

（※1）ごみ処理施設であって、廃棄物処理法第8条第1項の許可に係るもの。

（※2）一般廃棄物の最終処分場であって、廃棄物処理法第8条第1項の許可に係るもの。

（※3）PCB廃棄物等処理施設であって、廃棄物処理法第15条第1項の許可、第15条の4の2第1項の認定または第15条の4の4第1項に係るもの、石綿含有産業廃棄物等処理施設であって、廃棄物処理法第15条第1項の許可、第15条の4の2第1項の認定または第15条の4の4第1項に係るもの。

（ウ）廃棄物処理事業の用に供する軽油に係る課税免除の特例措置（軽油引取税）

廃棄物処理事業を営む者が最終処分場内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械の動力源に係る軽油引取税の課税を免除する特例措置について、その適用期限を2年延長することとされた。

④ 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の策定・活用について

平成24年に成立した中小企業等経営強化法に基づき、中小企業等は、経営力向上のための人材育成、設備投資などの取組を記載した「経営力向上計画」を事業所管大臣（廃棄物処理業については環境大臣）に申請し、認定を受けることにより、固定資産税の軽減措置や各種金融措置の対象となるため、当該制度が活用されるよう、必要に応じて管内市町村及び廃棄物処理業者への周知をお願いしたい。

<参考資料>

経営サポート「経営強化法による支援」（中小企業庁）

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

⑤ 公共関与等による施設整備の推進について（廃棄物処理センター制度）

環境省では、公共の信用力を活用して安全性、信頼性の確保を図りつつ、民間の資本、人材等を活用して廃棄物処理施設の整備を図るため、廃棄物処理法第15条の5の規定に基づき、公的主体の関与した一定の法人等を廃棄物処理センターとして指定するとともに、これらが廃棄物処理施設の整備を図ることによる維持管理や事業運営等についての知見を得ることを目的に財政上の支援等を行っている。また、産業廃棄物最終処分場の残余年数については、現時点においては目標を達成しているものの、最終処分場の新たな整備が困難な状況が見られること、東京オリンピック・パラリンピックの開催に向

たインフラ更新による影響が想定されることから、引き続き最終処分量の削減や最終処分場の確保に向けた取組が必要となっている。以上のことから、産業廃棄物の適正な処理に必要な施設の確保に向け、これらの制度の積極的な活用についての検討をお願いしたい。

なお、廃棄物処理センターの目的の一つとして、広域的な処理の確保に資することが挙げられる。課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業において、他地域の廃棄物の受け入れを排除している場合は、事業の採択が困難になることを御留意いただきたい。

＜廃棄物処理センターの指定状況＞

平成 30 年 5 月現在、岩手県、愛媛県、香川県、新潟県、高知県、三重県、宮崎県、島根県、茨城県、佐賀県、山梨県、滋賀県、愛知県、熊本県、鹿児島県、兵庫県、沖縄県及び鳥取県の 19 法人（岩手県内 2 法人）について指定を行っている。

＜課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業の概要＞

- ・廃棄物処理センター等が行う産業廃棄物最終処分場の施設整備及び維持管理等の一層の適正化を図る上で必要とされる取組に対し、各都道府県・政令市の出資（補助を含む。）額の同額を国庫補助。（ただし、施設整備費の 1／4 が上限）
- ・都道府県ごと、施設の種類ごとに 1 つに限り補助対象。
- ・補助対象施設：管理型最終処分場、安定型最終処分場、遮断型最終処分場
- ・対象事業者：廃棄物処理センター、広域的廃棄物処理センター、PFI 選定事業者

⑥ 優良産廃処理業者認定制度について

（ア） 優良産廃処理業者認定制度の概要について

環境省では、平成 15 年度から、優良産廃処理業者が産廃処理市場で積極的に支持される資源循環ビジネスの形成確立を目指し、産業廃棄物処理業の優良化を図るための事業を実施している。

優良な産業廃棄物処理業者を評価する制度としては、平成 17 年 4 月 1 日より優良性評価制度が施行されていたが、この制度については、「今後の廃棄物処理制度の見直しの方向性について」（平成 22 年 1 月 25 日中央環境審議会意見具申）において、各都道府県・政令市の制度運用の統一を図るとともに、評価基準の見直しや、評価を受けた産業廃棄物処理業者へのインセンティブの改善を行うべきとの指摘があった。

この意見具申における指摘等を踏まえ国会に提出した「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」（平成 22 年法律第 34 号）により、優良産廃処理業者認定制度を創設し、平成 23 年 4 月 1 日より施行している。

この制度は、産業廃棄物処理業の実施に関し、遵法性、事業の透明性、環境配慮の取組の実施、電子マニフェストの利用及び財務体質の健全性に係る 5 つの基準（優良基

準）に適合する産業廃棄物処理業者を都道府県知事・政令市長が認定し、認定を受けた産業廃棄物処理業者（優良認定業者）について、通常5年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間を7年とする等の特例を付与するとともに、排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選択しやすい環境を整備することで、産業廃棄物処理業全体の優良化を図り、産業廃棄物の適正処理を積極的に推進することを目的としている。本制度による優良基準の適合確認の実績は、平成29年7月31日現在で、8,680件（1,137事業者）となっている。本制度により、域内における産業廃棄物処理業の健全な発展を図ることで、不法投棄・不適正処理の撲滅につながるものと考えられる。各都道府県・政令市におかれては、引き続き本制度の運用と周知に格段の御協力をお願いするとともに、優良認定業者に対して各都道府県・政令市が独自に優遇措置を講ずるなどの本制度の積極的な推進をお願いしたい。

優良認定を受けた処理業者が当該認定の要件に適合しない事態に至った場合には、当該事実を産廃情報ネット上で遅滞なく公表することが必要である。

優良産廃処理業者が産廃処理市場で積極的に支持されるためには、排出事業者に優良認定業者の情報を広く周知し、優良認定業者の活用を促すことが必要である。また、本制度の信頼性を保つために、各都道府県・政令市においては、新たに優良認定等を行った場合、優良認定事業者の代表者名等の変更があった場合や優良認定を受けた処理業者が認定の要件に該当しない事態に至った場合には、産廃情報ネットや優良産廃処理業者ナビゲーションシステム（優良さんぽいナビ）に反映させる必要があるため、遅滞なく御報告いただくようお願いしたい。

廃棄物処理法上、排出事業者は委託した産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行うよう努めなければならないこととされている（第12条第7項）が、優良産廃処理業者認定事業者に産業廃棄物の処理を委託する際、当該産業廃棄物の処理状況や、事業の用に供する施設の維持管理の状況に関する情報が公表されている場合には、上記確認を当該公開情報等により間接的に行う方法も考えられる。

このことは、平成23年2月4日付け「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について」（環廃対発第110204005号・環廃産発第110204002号）においてすでにお示ししているところであり、これを踏まえ、排出事業者に対する周知をよろしくお願いしたい。

また、優良産廃処理業者認定制度の事業の透明性に係る基準については、各都道府県・政令市において当該基準への適合性の判断に係る考え方が必ずしも統一されていないことから、優良認定を伴う許可に係る許可の更新の申請を行おうとする産業廃棄物処理業者に無用な負担を生じさせているとの指摘や、企業の実務運営等にそぐわない過度に厳格な運用により優良認定が受けられないとの指摘もなされているところである。

これらの指摘を踏まえ、平成30年2月2日付けで廃棄物処理法施行規則を改正し、財務諸表等の公表については、企業の実務運営等に則した取扱いがなされるよう、規

定の趣旨を明確化したところである。これに合わせて、同日付けで「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」（環循規適発第1802021号・環循規発1802021号）の通知を発出している。

また、財務諸表等以外の公表事項についても、優良認定制度の趣旨を踏まえて各都道府県・政令市において制度の適切な運用がなされるよう、平成30年6月8日付け「優良産廃処理業者認定制度の事業の透明性に係る基準について」（環循規第1806081号）を発出し、事業の透明性に係る基準への適合性の判断等に係る考え方を示したところである。

各都道府県・政令市におかれては、これらの規則改正や通知発出を契機に、産業廃棄物処理業全体の優良化を図るという優良認定制度の趣旨を改めて確認していただき、当該趣旨に沿って優良産廃処理業者認定制度を運用されるようお願いしたい。

なお、本制度については、平成29年2月中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」において、制度の見直しが取り上げられ、認定の数と質の両面の向上が必要という認識の下、認定業者の信頼性の向上や情報公表に係る事項、財務要件の見直し等の認定基準の見直し・強化に加えて、優良認定を受けた処理業者に対する優遇措置の検討等が必要とされた。この意見具申を踏まえ、平成30年12月から有識者等による「優良産廃処理業者認定制度の見直し等に関する検討会」を開催し、制度の運用改善、認定要件の見直し、制度の活用促進等についての検討を行い、その結果を取りまとめ、令和元年5月29日の中央環境審議会循環型社会部会において対応方針として報告した。今後は、対応方針の具体化を進めていく予定である。

＜参考情報＞

産廃情報ネット

http://www2.sanpainenet.or.jp/zyohou/index_main.php

優良産廃処理業者ナビゲーションシステム（優良さんばいナビ）

<http://www3.sanpainenet.or.jp/>

優良産廃処理業者認定制度

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/index.html>

（イ）環境配慮契約法との関係について

環境配慮契約法に基づく基本方針において、契約類型として「産業廃棄物の処理に係る契約」が位置付けられている。これにより国及び独立行政法人等が行う産業廃棄物の処理委託においては、基本方針に規定する環境配慮契約を推進することとされているところである。産業廃棄物の処理に係る環境配慮契約においては、入札に参加する者に必要な資格として、温室効果ガス等の排出削減に関する取組の状況並びに適正な産業廃棄物処理の実施に関する能力及び実績等を評価し、一定基準を満たした事業者のみに入札参加資格を与える裾切り方式を採用することとされている。このうち、

適正な産業廃棄物処理の実施に関する能力及び実績の基準は、優良産廃処理業者認定制度の優良基準とほぼ同じとなっており、優良認定事業者が国及び独立行政法人等が行う産業廃棄物の処理委託に係る入札において有利な立場になる仕組みとなっている。

この結果、平成 25 年度の制度導入以来、国及び独立行政法人等における産業廃棄物処理に係る契約において環境配慮契約を実施した割合は増加傾向にあるものの、平成 28 年度の実績においては、平成 27 年度と比較して、環境配慮契約の実施割合（件数・廃棄物量）及び環境配慮契約の実施量（廃棄物量）が減少しており、この点を踏まえて、環境契約配慮法基本方針検討会において、産業廃棄物の処理に係る契約について、本年度に検討が行われる予定となっている。

地方公共団体については、環境配慮契約を推進する努力義務を有しており、関係部署と連携し、環境配慮契約に積極的に取り組まれるとともに、環境配慮契約の実施の際には、入札時における優良産廃処理事業者の参入の促進に積極的に取り組まれたい。

＜参考情報＞

環境配慮契約について

<http://www.env.go.jp/policy/ga/index.html>

環境配慮契約法「産業廃棄物の処理に係る契約」パンフレット

http://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/attach/pamph03_hairyo.pdf

(ウ) 広域認定制度・再生利用認定制度について

広域認定制度は、製品が廃棄物となったものであって、当該廃棄物の処理を当該製品の製造・加工・販売等の事業を行うものが広域的に行うことにより、当該廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に資するものと認められる産業廃棄物の処理を促進するため、廃棄物処理業の許可を不要とする環境大臣認定制度である。平成 15 年 12 月の運用開始以降、順調に認定件数が伸びてきており、産業廃棄物については平成 30 年 3 月末現在で 278 件となっている。最近、販売促進のツールとして、あるいは単なる業許可逃れのために本制度を取得しようとする相談が散見されるが、そもそも本制度の趣旨は、拡大生産者責任により、製造事業者等自身が自社の製品の再生・処理の行程に関与することで、効率的な再生利用、減量等を推進し、適正処理を確保するとともに、再生・処理しやすい製品設計への反映を進めることであることから、各都道府県・政令市において事業者等へ本制度の活用を紹介する場合には、本制度の趣旨を適切に説明願いたい。なお、広域認定制度の概要及び申請の手引き（最終改定：平成 30 年 3 月）については、申請書等の様式とともに環境省のホームページで公開しており、参考にされたい。

再生利用認定制度は、廃棄物の減量化を推進するため、生活環境の保全上支障がない等の一定の要件に該当する再生利用に限って環境大臣が認定し、廃棄物処理業及び処理施設設置の許可を不要とする制度であり、平成 9 年 12 月の運用開始以降、廃ゴム

製品、廃プラスチック類、廃肉骨粉、金属を含む廃棄物等について認定が行われております。産業廃棄物については平成30年3月末現在の認定数は64件となっている。認定の対象となる廃棄物は、生活環境の保全上支障を生じさせない蓋然性の高いものに限定し、環境大臣が個別に告示により指定することとなっており、当該告示に適合する再生利用については積極的に本制度を活用するよう、事業者等へ周知願いたい。なお、申請の手引き（最終改定：平成25年3月）については、申請書等の様式とともに環境省のホームページで公開しており、参考にされたい。

環境省では、広域認定業者や再生利用認定業者に対し定期的な立入検査を実施しているところであるが、最近、広域認定において不適切な運用事例が散見されていることから、平成28年度に東京及び大阪において広域認定業者連絡会を開催し、広域認定に関する法令の遵守について周知徹底を図るとともに、その適切な運用について指導したところである。各都道府県・政令市は廃棄物処理法に基づき広域認定業者や再生利用認定業者に対する報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令等の権限を有していることから、広域認定業者や再生利用認定業者に対する指導内容等について引き続き協力いただき、情報を提供頂きたい。

また、3Rの推進の観点から、積極的に再生資源を用いた製品や広域認定によりリサイクル体制ができている製品の調達を行うよう併せてお願ひしたい。

<参考情報>

広域認定制度の概要及び申請の手引

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/kouiki/index.html>

再生利用認定制度申請の手引き

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/sai-nin/index.html>

（4）マニフェストについて

① 電子マニフェストの普及状況

電子マニフェストは、排出事業者や処理業者にとって事務の効率化や情報管理の合理化につながることに加え、各都道府県・政令市における監視業務の効率化、不適正処理の原因者究明の迅速化や廃棄物処理システムの透明化を図ることができるなどメリットが大きい。平成30年6月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」において、電子マニフェストの普及率を2022年度（令和4年度）において70%に拡大することを目標に掲げ、平成30年10月に策定した「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」に基づき各種施策を推進しているところであります。令和元年5月末現在、59%となっている。

各都道府県・政令市におかれましては、上記目標の達成に向け、排出事業者や処理業者への普及啓発、公共事業や庁舎から排出される産業廃棄物の処理を委託する場合における

電子マニフェストの率先活用、廃棄物処理センター等の公共関与の処理施設での電子マニフェスト利用促進など、電子マニフェストの普及促進につき格段の御協力をお願いしたい。

また、改正法により電子マニフェストの使用義務者となる排出事業者に対し、国においても各都道府県において電子マニフェスト制度の説明会を順次開催しているところであるが、各都道府県・政令市におかれても、電子マニフェストの使用に関する周知について御協力をお願いするとともに、特別管理産業廃棄物多量排出事業者の国への情報提供について御協力をお願いしたい。併せて、電子マニフェスト導入済みの排出事業者において廃棄物引渡し後の迅速な登録が徹底されるよう、これらの事業者への周知についても御協力をお願いしたい。

② 産業廃棄物管理票交付等状況報告書について

(ア) 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の集計結果の活用等について

排出事業者が産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）を使用した場合における、排出事業者から各都道府県・政令市への産業廃棄物管理票交付等状況報告書（以下「報告書」という。）の提出については、委託量を報告の項目に追加した上で平成20年度より再開する旨、平成18年12月27日付け「産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について」（環廃産発第061227006号）により周知を行った。

報告書の情報については、産業廃棄物の排出状況を把握する上で重要なものであることから、各都道府県・政令市におかれでは、管下の循環型社会形成に向けた計画や都道府県廃棄物処理計画の立案、産業廃棄物処理業者への立入検査等に活用されたい。

また、各都道府県・政令市からの報告書の集計結果に係る情報提供については、当分の間、「産業廃棄物管理票交付状況等報告書の集計結果に係る情報の提供について（依頼）」（平成20年6月27日付け事務連絡）に基づく各都道府県・政令市から報告書の集計結果に係る情報の提供を休止することとしている（平成29年3月31日付け「産業廃棄物管理票交付等状況報告書の統一等について（通知）」（環廃産発第1703317号））。

なお、「規制改革実施計画」（平成30年6月15日閣議決定）において、計画書等の様式の統一のほか、「地方自治体における実態把握及び意見聴取を踏まえ、当該様式について検討を行い、必要に応じた見直しを行う。」旨が勧告されている。これらを踏まえ、実態把握の調査を行うことを予定しているところ、各都道府県・政令市においては協力をお願いしたい。

(イ) 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の法定様式の見直しについて

管理票交付者については、施行規則様式第三号により定める様式により報告書を作成し、産業廃棄物を排出する事業場の所在地を管轄する都道府県知事又は政令市長に

提出することになるが、一部の各都道府県・政令市において、義務付けではないとしつつも必要な事項として記載事項を追加するなど、様式の記載事項を独自に追加又は省略している事例が散見されている。総務省の行政評価・監視結果（「申請手続に係る国民負担の軽減等に関する実態調査結果に基づく勧告（一般手続関連）」（平成25年11月1日））及び「規制改革実施計画」（平成28年6月2日閣議決定）においても、報告書等の様式の統一化等のため、必要な措置を講ずるよう勧告されたところ。また、平成29年2月の中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」において、「地域の実情に応じた各都道府県・政令市の適正な審査の質等を確保しつつ、事業者の事務を軽減する観点から、産業廃棄物管理票交付等状況報告書についても、様式の統一を進め、当該様式について周知をしていくべきである。」旨の指摘を受けているところである。

報告書については、規則様式第三号を遵守する旨、平成29年3月31日付け「産業廃棄物管理票交付等状況報告書の統一等について（通知）」（環廃産発第1703317号）において通知したところであるが、「規制改革実施計画」（平成30年6月15日閣議決定）においても、報告書の様式の統一のほか、「地方自治体における実態把握及び意見聴取を踏まえ、当該様式について検討を行い、必要に応じた見直しを行う。」旨が勧告されていたことから、様式について平成30年度に実態把握の調査を行わせていただいた。この調査結果を踏まえ検討を行い、報告書の様式の電子データについて環境省HPにアップしたところである。各都道府県・政令市においては、改めて当該様式に統一されるようお願いしたい。

（5）不法投棄等の不適正処分対策について

各都道府県及び政令市の協力を得て取りまとめた「産業廃棄物の不法投棄等の状況（平成28年度）」によると、平成28年度に新たに判明したと報告された不法投棄は、件数が131件（前年度143件、-12件）、投棄量は2.7万トン（前年度16.6万トン、-13.9万トン）であった。ピーク時に比べて件数・量ともに減少傾向にあるものの、依然として毎年新たな不法投棄が報告されており、撲滅には至っていない。

また、平成28年度に新たに判明したと報告のあった不適正処理は、件数が132件（前年度261件、-129件）、不適正処理量は7.5万トン（前年度40.7万トン、-33.2万トン）であった。

なお、平成28年度末の時点で、2,604件（前年度2,646件、-42件）、1,585.2万トン（前年度1,609.7万トン、-24.5万トン）の不法投棄等事案が残存しており、そのうち現に生活環境保全上の支障又はそのおそれがあり、それらの支障の除去等に着手している又は計画的に実施すると報告のあった事案は95事案であった。

<参考資料>

産業廃棄物の不法投棄等の状況（平成 28 年度）について

<https://www.env.go.jp/press/104888.html>

① 未然防止・拡大防止対策

環境省では、平成 19 年度から更なる未然防止及び拡大防止対策を強化するため、5 月 30 日から 6 月 5 日を「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」と設定し、国、各都道府県・政令市、市民等が連携して具体的な監視活動や啓発活動を一斉に実施するなど、取組強化を図ってきたところである。引き続き、国と各都道府県・政令市が緊密に連携し、監視活動等を推進するとともに、産業廃棄物の実務、関係法令等に精通した専門家チームを派遣して原因者への責任追及や支障除去の手法等を助言することにより各都道府県・政令市を支援する「不法投棄等事案対応支援事業」を実施するなど、未然防止・拡大防止のための取組を推進していく所存である。

各都道府県・政令市におかれても、引き続き、地方環境事務所との連携を図り、不法投棄等対策を強力に推進し、対応に万全を期されたい。併せて、不法投棄等対策には、未然防止はもとより早期発見、早期対応による拡大防止が重要であることから、監視や立入検査を強化し、事案が確認された際には、今般改訂した「行政処分の指針について」環循規発第 18033028 号（平成 30 年 3 月 30 日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）を踏まえ、生活環境の保全を図るため、権限の行使を怠ることなく措置命令を発出するなど、行政処分等を速やかにかつ厳正に実施されたい。

<参考資料>

全国不法投棄監視 ウィーク

https://www.env.go.jp/recycle/ill_dum/kanshi_week/index.html

② 残存事案対策

(ア) 産廃特措法に基づく支援

平成 10 年 6 月 16 日以前に行われた不法投棄等を対象とする産廃特措法については、その期限が平成 34 年度末とされている。同法に基づき、生活環境保全上の支障等を除去するための実施計画を策定し、平成 25 年 3 月末までに環境大臣に協議し、同意を得た各都道府県・政令市においては、支障除去等事業が計画期間内に完了するよう着実に実施されたい。

(イ) 廃棄物処理法に基づく支援

平成 10 年 6 月 17 日以降に行われた不法投棄等については、廃棄物処理法に基づく基金から支援を行ってきたところである。当該基金は、国と産業界が協力して造成しており、産業界の負担については、平成 27 年度から、マニフェストを頒布等している団体等の協力を得ている。引き続き、基金を通じて国及び産業界による支援を行い、

不法投棄等による支障の除去等を推進していくが、不法投棄等の事実を把握しながら行政措置がきわめて不十分であった事案等、行政対応が十分とはいえない事案については、支援の対象外となるので、支援を希望する各都道府県・政令市におかれでは、十分留意願いたい。

また、各都道府県・政令市において基金の支援を受けようと検討される際には、環境省及び同基金が設けられている公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団に早めに連絡いただきたい。

(6) 改正廃棄物処理法以外の施行について

① 産業廃棄物処理業の許可事務について

(ア) 統一書式の利用について

各産業廃棄物処理業等の許可申請書の添付書類の様式については、従前より標準様式に統一するようお願いしてきたところであるが、平成29年2月の中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」において、事業者の事務を軽減する観点から、一部の産業廃棄物収集運搬業の許可申請書類等様式の統一を進め、周知をしていくべき旨の指摘を受けたこと等を踏まえ、産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業に係る許可申請書等の添付書類の様式について、廃棄物処理法施行規則において新たに定めた（平成29年10月1日施行）ので、同様式に統一されたい。

また、多量排出事業者による処理計画書及び実施状況報告書の様式の統一（平成22年の廃棄物処理法施行規則の改正）についても、事業者の事務を軽減する観点から、各都道府県・政令市ごとの独自の様式ではなく、統一様式の利用を徹底されたい。

なお、先行許可証の提出をもって、許可事務において添付書類を一部省略することができることについては、従前より通知してきたところであるが、本制度を一層積極的に活用されたい。更新許可手続き等について、事業者の円滑な事業の促進を阻害することのないように審査の迅速化を行っていただくようお願いしたい。

(イ) 条例等による独自規制について

流入規制や住民同意等の地方自治体独自の対策は、他人の不要物を自区域で処理することに対する忌避感や、都道府県域を越えて搬入された産業廃棄物の不適正処理が多発してきたこと等から生ずる産業廃棄物の処理全体に対する住民の不信感等を背景に、一部の地方自治体が導入してきたものである。

しかしながら、これらの取組が産業廃棄物の円滑で適正な処理を阻害するものとなるよう、廃棄物処理法の趣旨・目的に反し、同法に定められた規制を超える要綱

等による運用については、必要な見直しを行うことにより適切に対応されたい旨を通知等により周知してきたところである。

更に、平成 29 年 2 月の中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」においても、住民同意については、「実質的な住民同意についても、その実態を把握した上で、廃棄物の円滑で適正な処理を阻害するおそれがあることを通知等により周知するなど、必要な措置を講じる必要がある。」旨の指摘を、受けているところである。

同意見具申を踏まえ、必要に応じた改善が可能になるよう、今後、関係者による意見交換等の場の設定等について、意見交換の場のあり方、意見交換のテーマやその参加者も含め検討していくところ、その際には御協力をお願いしたい。

(ウ) 港湾コンテナターミナルにおける密閉型コンテナの一時保管に係る運用の統一について（規制改革ホットライン関係）

産業廃棄物のコンテナ輸送に係る積替え保管の解釈を明確化した平成 17 年 3 月 25 日付け「「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」（平成 16 年 3 月 19 日閣議決定）において平成 16 年度中に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について」（環廃産発第 050325002 号）における「コンテナが滞留しないこと」とは、廃棄物が正当な理由（例えば、完全予約制により積載する船舶・積載量等があらかじめ決まっているコンテナが合理的な理由により積込みを待っている場合、災害等により、コンテナを積み込む予定の船舶の着岸が遅延したり、船舶から降ろしたコンテナを運搬する車両に遅延が生じた場合など。）なく一定の場所に放置されることを防止する趣旨であり、必ずしも当日中の積替えを一義的に求めているものではない。

コンテナの「滞留」が産業廃棄物の積替え保管に当たる行為に該当するか否かについては、各都道府県・政令市において個別具体的な状況に応じて適切に判断されたい。

(エ) コンテナ輸送用シャーシの共用に係る運用の統一について（規制改革ホットライン関係）

コンテナ輸送用シャーシを複数の収集運搬業者の間で相互に融通し合うことは、(a) 当該収集運搬業者が当該シャーシの継続的な使用権限を有し、かつ、(b) 当該融通が名義貸し（外見上許可業者としての体裁を整えさせ、許可業者の名義をもって業を行わせること）に該当するなど産業廃棄物の不適正な収集運搬と判断される場合でなければ、現行制度下でも対応可能であるため、この点御留意願いたい。

(オ) 産業廃棄物のコンテナ輸送のコンテナに係る規格について（規制改革ホットライン関係）

産業廃棄物のコンテナ輸送のコンテナに係る規格について、「その他関係規格等」とあるところ、例えば日本工業規格 Z1618 等が「汚染土壌の運搬に関する基準等について」において汚染土壌を輸送するためのコンテナの規格として規定されており、産業廃棄物のコンテナ輸送に関してもこれらの規格等構造・性能等に係る基準を満たしたコンテナの使用が想定されることから、「その他関係規格等」の解釈については各都道府県・政令市において適切に判断されたい。

(力) 店頭回収された廃ペットボトル等の再生利用の促進について（通知）

店頭回収された廃ペットボトル等の適正な再生利用を促進するため、平成 28 年 1 月 8 日付け「店頭回収された廃ペットボトル等の再生利用の促進について（通知）」（環廃企発第 1601085 号環廃対発第 1601084 号環廃産発第 1601084 号）を発出し、その法的取扱い、再生利用指定制度の趣旨、個別指定の手続、個別指定の対象、再生輸送業者の個別指定の基準及び一般指定の活用等の明確化並びに周知を図ることとしたところ。

については、廃ペットボトル等について既存の適正処理ルートを生かしつつ、再生利用指定制度の適正な活用を進められたい。

今後、再生利用指定制度の活用状況について定期的にフォローアップを行う予定でいるところ、その際には御協力を願いしたい。

(キ) 使用済太陽光発電設備の廃棄について

使用済太陽光発電設備を廃棄する場合には、資源循環の観点からリユース、リサイクルを推進することが望まれるところであるが、使用済太陽電池モジュール等の最終処分にあたっては、一般的には、産業廃棄物の品目である「金属くず」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、「廃プラスチック類」の混合物として取り扱われるところ、太陽電池モジュールは電気機械器具に該当することから、埋立処分する場合には、廃プラスチック類を最大径おおむね 15 センチメートル以下になるよう破碎等をおこなったうえで、管理型最終処分場に埋め立てることが必要である。また、太陽電池モジュールを構成している太陽電池セルは、太陽光が当たることにより電圧が生じ、感電するおそれもあることから、各都道府県又は政令市にあっては、これらの事に留意のうえ、排出事業者又は産業廃棄物処理業者を適切に指導・監督されたい。

(ク) 廃棄物該当性の判断について

廃棄物処理法第 2 条において、廃棄物とは、「汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの」と規定されており、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断することとされている。下記の参考を含め、これらについて、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、近年、循環資源の再生利用等が一層活発化し、循環型社会の形成が着実に進んでいると認識している。ただし、循環型社会とは、廃棄物等の発生抑制と適正な循環的利用・処分により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会であるから（循環型社会形成推進基本法第2条）、循環型社会の形成推進に当たっては生活環境の保全、廃棄物の適正処理の推進並びに不法投棄及び不適正処理の防止が重要であることは言うまでもなく、資源の有効利用などと称した廃棄物の不適正処理に対しては厳正に対処し、廃棄物行政に対する国民の不信を招くことがないよう留意されたい。

＜参考資料＞

「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」（平成24年4月3日閣議決定）において平成24年度に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について

http://www.env.go.jp/recycle/waste/reg_ref/no_13032911.pdf

バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集

<http://www.env.go.jp/recycle/report/h25-01.pdf>

「規制改革実施計画」（平成25年6月14日閣議決定）において平成25年6月中に講ずることとされた措置（バイオマス発電の燃料関係）について

https://www.env.go.jp/recycle/waste/reg_ref/no_1306281.pdf

「規制改革実施計画」（平成25年6月14日閣議決定）において平成25年6月中に講ずることとされた措置（バイオマス資源の焼却灰関係）について（通知）

https://www.env.go.jp/recycle/waste/reg_ref/no_1306282.pdf

「規制改革実施計画」（平成25年6月14日閣議決定）において平成25年上期に講ずることとされた措置（廃棄物の該当性判断における取引価値の解釈の明確化）について

<http://www.env.go.jp/recycle/%E3%80%90%E3%82%BB%E3%83%83%E3%83%88% E7%89%88%E3%80%91130628%E4%BA%8B%E5%8B%99%E9%80%A3%E7% B5%A1%EF%BC%88%E8%A6%8F%E5%88%B6%E6%94%B9%E9%9D%A9%E9% 80%9A%E7%9F%A5QA%E6%94%B9%E6%AD%A3%EF%BC%89.pdf>

（ヶ）産業廃棄物処理業者による違法な廃棄物回収対策について

近年、産業廃棄物処理業者が一般廃棄物処理業の許可等を有しないまま一般家庭から排出される使用済家電製品等の収集又は運搬を行う事案が見受けられるが、これらの者に対しては、一般廃棄物である使用済家電製品等の回収又は廃棄物回収業者等からの一般廃棄物である使用済家電製品等の引受けはできない旨、周知していただくようお願いする。また、産業廃棄物処理業の新規許可時及び許可の更新時においては、適切な指導を行うとともに、悪質な場合には、産業廃棄物処理業の許可の取消し処分又は産業廃棄物処理業の許可の更新申請に対する不許可処分も念頭に厳正に対処されたい。

各都道府県・政令市においては、違法な使用済家電製品等の回収に対する取締りの強化等に御尽力いただいているところであるが、人口規模の小さな市町村では対応に苦慮している場合もあることから、貴管内においてイニシアチブを発揮し、市町村や都道府県警察、地方環境事務所とも連携の上、今後も継続して違法な使用済家電製品等の回収に対応していただくとともに、県民及び県内事業所に対しても、使用済家電製品等を排出するに当たっては、違法な廃棄物回収業者を利用しないことについて普及啓発の徹底をお願いしたい。

(コ) 電子申請の推進について

平成 29 年 2 月に取りまとめられた「廃棄物処理制度の見直しの方向性（中央環境審議会意見具申）」において、許可申請等の負担軽減や合理化について、より便利で利用者負担の少ない行政サービスの提供や行政運営の効率化の観点から、電子申請の活用を進めるべきであるとされた。また、政府全体においても、「デジタルガバメント実行計画」（平成 30 年 1 月 16 日 e ガバメント閣僚会議決定）の策定などにより、更なる電子化の推進を図っており、環境省としても政府全体の動きと連携を図りながら必要な検討を行うこととしている。

環境省においては、平成 30 年度に「廃棄物分野の情報の電子化に関する検討会」を開催し、産業廃棄物行政情報システムと電子マニフェストシステム及び産廃振興財団システム「さんぱいくん」とのデータ連携を行い、産業廃棄物の適正処理を図ることが望ましいとの結論を得たことから、必要な予算が確保できた段階で、データ連携のためのシステム改修等を行うこととしている。データ連携が最大の効力を発揮するためには、産業廃棄物処理業の許可情報及び行政処分情報が漏れなく産業廃棄物行政情報システムに登録される必要があることから、各都道府県・政令市においては、産業廃棄物行政情報システムへの登録が迅速・活実に行われるよう、担当者に周知願いたい。

(サ) 再生利用指定制度の更なる活用について

建設汚泥やコンクリート塊については、建築物等インフラが更新時期を迎えてること等により、今後発生量の増大が見込まれていることから、その再生利用をより一層推進する必要がある。

一方、例えば建設汚泥処理物等については、平成 29 年 2 月に取りまとめられた「廃棄物処理制度の見直しの方向性（中央環境審議会意見具申）」において、土地造成に用いる建設資材等と称して不法投棄される等の不適正処理のおそれがあることも指摘されている。

これらの課題解決のためには、不適正処理を防止しつつ広域的な流通を実現することが重要であるが、特に建設汚泥については、廃棄物処理法施行規則第 9 条第 2 号及び第 10 条の 3 第 2 号に基づく再生利用指定制度を活用した適正な再生利用の促進を期待しているところであり、各都道府県・政令市においては、平成 18 年 7 月 4 日付け「建設汚泥の

再生利用指定制度の運用における考え方について」（環廃産 060704001 号）で示した考え方を踏まえ、当該指定制度の積極的な運用に努められたい。

（シ）建築物の解体時の残置物の取扱いについて

建物の解体を行う際には、解体工事の開始までに、建物内の廃棄物を適正に処理することが基本である。そのため、解体予定建物中に残置された廃棄物（以下「残置物」という。）がある場合には、残置物の排出者である元々の占有者が、解体工事の施工に先立って、その責任において処理をすることが原則である。なお、一般家庭が排出する場合は一般廃棄物となり、事業活動を行う者が排出する場合は、当該廃棄物の種類・性状により産業廃棄物又は事業系一般廃棄物となる。各都道府県・政令市においては、解体工事の施工に先立って残置物が発生しないように、残置物の排出者である元々の占有者が適切に処理をするよう周知・徹底に努めていただきたい。

なお、一般廃棄物については、その処理について市町村が統括的処理責任を有するところ、残置物の排出者である元々の占有者が、倒産、夜逃げ等において所在が不明である場合等、元々の占有者による適切な処理が行われない場合等において、解体工事から排出される廃棄物の処理業者等から、残置物の処理等についての問い合わせ・相談などがあった際には、当該市町村における処理方法（排出方法、市町村が自ら処理しない物については連絡すべき処理業者等）を示す、又は適正な処理業者に対して市町村が処理を委託するなど、廃棄物処理法に従った適正な処理を行っていただきたい。この問題については、平成 29 年 2 月の中央環境審議会の「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」においても、「残置物の取扱いについて、地方自治体、処理業者、排出事業者等に周知していくべきである。」とされており、これを受け 環境省では、今後、残置物の取扱いに係る周知を予定している。

② 産業廃棄物処理業からの暴力団排除

今日、多くの企業は、企業倫理として暴力団を始めとする反社会的勢力と一切の関係をもたないことを掲げ、様々な取組を進めているところであるが、暴力団排除意識の高い企業であったとしても暴力団関係企業等と知らず、結果的に経済取引を行ってしまうケースがあることから、反社会的勢力との関係遮断のための取組を一層推進する必要がある。

このような共通認識の下、平成 19 年 6 月 19 日に開催された第 3 回犯罪対策閣僚会議幹事会において、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下「企業指針」という。）が同幹事会申合せとして了承され、同年 7 月 3 日に開催された第 9 回犯罪対策閣僚会議にその旨報告がなされた。（企業指針については、首相官邸の犯罪対策閣僚会議のホームページ（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/index.html>）から全文の閲覧が可能となっている。）。

これを受け環境省では、産業廃棄物処理業界からの暴力団排除を強力に推進するため、同年7月17日付け依頼文（環廃産発第070717002号）により各都道府県・政令市に産業廃棄物処理業界等への周知徹底を依頼し、産業廃棄物処理業界へのより一層の周知を図るため、同様の依頼を社団法人全国産業廃棄物連合会（現：公益社団法人全国産業廃棄物連合会）に行うなど、経済界、産業廃棄物処理業界との各種会合において普及活動を積極的に行ってきました。また、平成21年度からは、年3回程度、自治体職員、産業廃棄物処理業者を対象とした暴力団排除講習を実施している。

平成25年5月28日に開催された犯罪対策閣僚会議においても、「公共事業等及び起業活動からの暴力団排除の取組」、「復旧・復興事業からの暴力団排除の取組」が議論されるなど、政府が一丸となって暴力団排除対策を推進していることが確認されたところである。各都道府県・政令市におかれても、同様に暴力団排除対策について強力に推進されるようお願いしたい。

なお、本年度も、産業廃棄物処理業からの暴力団排除対策のための講習会を開催することとしているので、関係職員に積極的に御参加いただくとともに、開催地及び開催地周辺の自治体にあっては、管轄区域内の産業廃棄物協会、産業廃棄物処理業者に対しても参加を積極的に呼びかけていただくよう御配意願いたい。

③ 行政情報システムの運用について

産業廃棄物行政情報システムは、産業廃棄物処理業者等に係る情報を適切に管理するとともに、各都道府県・政令市が行う産業廃棄物行政に係る事務の円滑化を図ることを目的として設置されたものである。

同システムは、令和2年度に、システム更新の時期を迎えるが、産業廃棄物の更なる適正処理を目的として、収集する許可データの充実、電子マニフェストシステム及び産廃振興財団システム「さんぱいくん」とのデータ連携等を行うことを予定している。現行システムでは、廃棄物の種類や処理方法に関する情報を収集していないが、システム更新でこれらの情報を収集し、「さんぱいくん」で公開することにより、排出事業者が適切な処理業者を選択することが可能となるほか、電子マニフェストシステムと連携することにより、許可期限の切れた処理業者への委託や許可された廃棄物以外の廃棄物の委託を検知できるようになるため、適正処理を図ることが可能となる。

各都道府県・政令市におかれでは、事業者等の情報のうち、少なくとも環境省ホームページ（データ連携後は「さんぱいくん」）で公開される事項については確実に登録を行うとともに、常に最新の状態に更新されたい。また、行政処分を実施した場合においても同システムへ遅滞なく登録するなど、同システムを適切に活用いただきたい。

④ 産業廃棄物に係る調査の早期化等について

産業廃棄物排出・処理状況調査、産業廃棄物処理施設状況調査及び産業廃棄物行政組織等調査などの廃棄物処理法の施行状況等の調査については、全国的な産業廃棄物に関する基礎的な統計情報を把握するため、毎年度各都道府県・政令市の協力を得て実施しているところであり、引き続き円滑な統計調査の実施に御協力をお願いしたい。

また、本年度の産業廃棄物排出・処理状況調査の実施に当たっても、調査の早期化の要請を踏まえ、平成28年度実績((確定値)及び平成29年度実績(速報値)の調査とりまとめを実施する予定でいるので御協力をお願いしたい。

6. その他

(1) 産業廃棄物等に係る火災・爆発事故の発生について

今般、令和元年5月15日に、茨城県常総市内の有害使用済機器又はその疑いのある物の保管場所において火災が発生し、鎮火までに13日間を要する事態となった。また、同年7月6日には、大阪府高槻市内の産業廃棄物収集運搬業の事業場内において、台風により浸水し販売できず返送された約3,000本もの未使用廃エアゾール製品に、金槌で穴を開け内容物を抜く作業をしていたところ爆発・火災事故に至り、隣接地への延焼や半径200m圏の建物の窓ガラス破損等、甚大な生活環境保全上の支障を生じさせた他、作業に関わった2名が死亡、他2名は意識不明の重体に至ったところである。

有害使用済機器は、主要部材にプラスチック等の可燃物が使用されているほか、火災の原因となり得る電池、油等の混入の可能性があることから、その保管に係る基準においては、火災防止の観点から高さ制限の規定が設けられているとともに、延焼防止及び消火活動の円滑化の観点から、集積面積及び離隔距離についても規定されているところであり、製品産業廃棄物についても同様の性質の物であることから、同基準も参考に、生活環境保全上の支障が生じないよう処理されるべきものである。また、廃エアゾール製品については、内容物又は噴射のための圧縮／液化ガスが、可燃性であることが想定され、引火や爆発等の危険性があることから、ため、その処理にあつては、静電気等の着火源を避け換気に注意しながら事前に内容物を出し切ることや、防爆構造を有する施設施設で処理すること等が重要である。なお、廃エアゾール製品の処理については「廃エアゾール製品の処理における爆発事故防止対策の徹底について(通知)」(環循規発第1812273号平成30年12月27日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知)を参照されたい。

各都道府県・政令市においては、これらについて今一度留意されるとともに、排出事業者、産業廃棄物処理業者及び有害使用済機器保管等業者の指導・監督を通じ産業廃棄物等の適正処理を確保し、産業廃棄物等の処理に係る火災・爆発事故等の発生防止に努めていただきたい。